

1. 障害児通所支援サービス内容及び留意事項

(1) 児童発達支援

就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由児を対象に、厚生労働大臣が指定する医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

(3) 放課後等デイサービス

就学中の障がい児を対象に、授業の終了後や休業日に施設へ通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供します。

(4) 保育所等訪問支援

保育所などを現在利用している障がい児、又は利用する予定のある障がい児を対象に、保育所等で集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(5) 障害児通所支援サービスの共通留意事項

①障害児通所支援の対象となる障がい児であることの確認

申請時、対象となる障がい児であるかどうかの確認方法は、以下のとおりです。

ア. 障害者手帳所持者

イ. 児童相談所、保健所、医療機関等から療育の必要性を認められた児童
(意見書等)

②重症心身障害児の決定について

重症心身障害児決定対象児童は、身体障害者手帳肢体不自由1・2級、療育手帳A1・A2の両方を所持している児童が対象となります。対象児童については、受給者証に記載しています。

○受給者証の表記

児童発達支援・・・児童発達支援基本決定(重症心身障害児)

放課後等デイサービス・・・放課後等デイサービス基本決定(重心)

③放課後等デイサービスにおける休業日について

学校教育法施行規則第61条及び62条に規定する休業日をいいます。具体的には、下記のとおりです。

- 国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定めた日等
- 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（インフルエンザ等により臨時休校の日）

※学校のある日に、放課後等デイサービスを午前中から利用した場合、休業日扱いにはなりません。

④送迎加算について

○放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間のほか、以下のケースの時に、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定できます。

※以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合、加算を算定することができます。

■保護者等が就労等により送迎できない場合であって、

- ア. スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合
- イ. スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合
- ウ. 就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合
- エ. その他、市町村が必要と認める場合

○事業所から居宅、学校以外への送迎について

事業所と居宅、又は学校までの送迎を原則としますが、道路が狭隘で居宅又は学校まで送迎できない場合等のやむを得ない場合においては、利用者の利便性も考慮し、居宅又は学校以外の場所への送迎についても、送迎加算の算定が認められる場合があります。

※ただし、事前の個別協議と、障害児支援利用計画に位置づけられている必要があります。

⑤延長支援加算について

家族の就労等の都合により時間の延長が必要と認められる方について、営業時間の前後の時間（延長時間帯）に支援を行った場合、延長支援に要した時間に応じて加算を算定できます。

以下のア・イに該当し、障害児利用支援計画に記載されている場合算定が可能です。

ア. 運営規定に定める営業時間が8時間以上である

イ. 営業時間の前後の時間（延長時間帯）において支援を行った場合

対象児童	時間	加算
障害児 (重症心身障害児を除く)	1時間未満	61単位/日
	1時間以上2時間未満	92単位/日
	2時間以上	123単位/日
重症心身障害児	1時間未満	128単位/日
	1時間以上2時間未満	192単位/日
	2時間以上	256単位/日

例：営業時間が9時から17時までの事業所の場合

8時30分から17時30分まで支援を提供した場合の1日の延長時間は、朝30分と夕方30分を合算した1時間となります。

※1時間未満の報酬単位が複数算定されるものではありません。

延長時間	営業時間	延長時間
8:30~9:00	9:00~17:00	17:00~17:30

⑥通所支援計画未作成等による減算について

障害児通所支援の適正なサービス提供を行うため、通所支援計画を作成し、それに基づいてサービス提供を行う必要があります。作成した際は支給決定者に説明、同意、交付を行ってください。なお、通所支援計画は、半年に1度見直しが必要です。

作成が適切に行われていない場合は、減算になります。

○通所支援計画未作成減算の具体的取扱い

- ア. 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画が作成されていない。
- イ. 基準に規定する通所支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。
- ウ. 通所支援計画の見直しが適切に行われていない。

○算定される単位数

所定単位数（各種加算がなされる前の単位数）の100分の95

⑦多子軽減措置について

幼児教育無償化の動きに伴い、障害児通所支援についても、保育所と同様の軽減措置を行うべきとの要望により、平成26年4月から利用者負担軽減措置が導入されました。

障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に、認可保育所（園）、公立・私立幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設に通う又は障害児通所支援を利用する児童がいる場合に対象となります。

平成28年度から、世帯における市民税所得割合算額が77,101円未満（年収約360万円未満相当）の世帯につきましては、多子軽減制度の対象者が拡大しました。

○対象（ア～ウすべてに該当すること）

- ア. 障害児通所支援を利用している未就学児である。
- イ. アの対象児の兄または姉も未就学児であり、保育所等（※1）に通園中である。
ただし、世帯における市民税所得割合算額77,101円未満（年収約360万円未満相当）の世帯につきましては、通所給付決定保護者と生計を一にする子がいた場合、通所の有無に関わりなく、対象となります。
- ウ. アの対象児の利用者負担上限月額が4,600円以上である。

（※1）認可保育所（園）・幼稚園・認定こども園

障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援）・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設
※放課後等デイサービスは対象外

○多子軽減措置後の利用者負担額

従 来:費用合計額の一割又は利用者負担上限月額の高い金額を適用

措置後:費用合計額の5%又は利用者負担上限月額の高い金額を適用

※対象が2人以上いる場合、2人目以降は0円

○多子軽減措置の適用期間について

多子軽減の適用期間について、年度末での更新となります。

※多子軽減の適用期間について、受給者証の記載を確認してください。

(様式集添付の別紙参照)

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
適用期間	平成28年6月1日から平成29年5月31日まで
食事提供体制加算対象者	加算(I)対象
適用期間	平成28年6月1日から平成29年5月31日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業所名 社会福祉法人 ●●●●デイサービス	
特記事項欄 第2子軽減対象児童 平成28年10月1日から平成29年3月31日まで	
予備欄	障害児通所受給者証の裏面(五)「利用者負担に関する事項」の「特記事項欄」に対象となる児童について、「第2子軽減対象児童」もしくは「第3子以降軽減対象児童」の表記として有効期限を表記しています。

負担上限額の適用期間は誕生日の月末更新

多子軽減措置の適用期間は年度末(3月31日)更新